

## 裁判員経験者意見交換会

### 1. はじめに

#### (1) 司会者あいさつ

**司会者：**これから裁判員経験者との意見交換会を始めたいと思います。

本日は皆様大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は進行役を務めます、和歌山地裁所長の中村と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

平成21年5月に裁判員制度が始まって以来9年目に入りまして、和歌山でもこれまで87件の裁判員裁判の審理・判決が行われて、多くの方に裁判員、補充裁判員及び裁判員候補者として御協力いただきました。おかげさまでおおむね順調に裁判員裁判が運営されてきたと思います。

裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見をいただいておりますが、本日改めて、裁判員としての経験を振り返っていただきながら、御意見・御感想をお聞きできればと思います。お伺いした御意見を今後の裁判員裁判の運用に生かして、わかりやすく充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

#### (2) 検察官，弁護士，裁判官の紹介，進行方法の説明

**司会者：**裁判官，検察官，弁護士の参加者を御紹介いたします。

検察庁からは的場検察官，弁護士会からは津金弁護士，裁判所からは武田裁判官に出席いただいております。

**的場検察官：**本日はよろしく申し上げます。

**津金弁護士：**よろしく申し上げます。

**武田裁判官：**どうぞよろしく申し上げます。

**司会者：**武田裁判官は全部の事件を担当し，津金弁護士はFさんの事件の弁護を担当していました。法曹の三人の方々には，裁判員経験者の皆様からの質

問に答えていただき、逆に経験者の皆様に質問もさせていただく予定ですので、よろしくをお願いします。

進行については、争点についての判断と量刑に関する判断等について順次経験者の方から御意見を伺っていき、途中で休憩を挟んで、その後、傍聴されている報道機関の皆さんから質問をいただき終了という予定にしております。

最初に裁判員経験者の経験した事例を簡単に紹介させていただきます。

AさんからDさんの経験された事件は、傷害致死の事件で、暴力団員らが別の暴力団員に集団で暴行を加えて死亡させるなどしたという傷害致死等の事件です。暴力団組織の対立抗争の事件ではなくて、偶発的に生じたもののようです。

Eさんの経験された事件は、夫と妻が妻の父親を殺害するなどした殺人等の事件でした。

Fさんの経験された事件は、母親が幼い子供2人と無理心中をしようとした殺人未遂の事件でした。

Gさんの経験された事件は、知人宅でその知人を包丁で刺したものの、一命を取り止めたという殺人未遂等の事件でした。

## 2. 裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想

**司会者：**最初に、裁判員裁判を経験された全般的な印象、感想をお伺いしたいと思います。

例えば、裁判員等をされる前にお持ちになっていたイメージと違うのか、同じだったのか。あるいは裁判員に選任されて最初の印象はどうだったのか。何でも結構ですので、御感想をお聞かせいただきたいと思います。

**裁判員経験者A：**最初、暴力団関係の事件ということで、かなり緊張しました。裁判所の方の配慮があり、かなり気を遣っていただいているなという印象を受けました。評議に入りましても、暴力団同士の事件でしたので、お互い悪いところもあったということですから、裁判官の適切なアドバイスをい

ただいて、かなりざっくばらんに話し合えたと思います。

**裁判員経験者 B**：この暴力団の裁判については、裁判長からいろいろ詳細に説明があって、非常に分かりやすかったです。被告人一人一人について、自分の気持ちについては、こういう人間にはこのぐらいの罪にしていけないといけなとか、いろいろ考えました。結局、結果としては、妥当な判断だったなと思いました。国民の義務としてももちろん参加しないといけませんし、一般市民の目線から考えられて、いい経験であったと思っています。

**武田裁判官**：誤解のないように説明させていただくと、一人一人がどういう行動をしたかについて、証拠に基づいて判断しなければいけないですよという説明をしたということであって、私が全て説明したわけではありません。

**裁判員経験者 B**：そのとおりです。

**裁判員経験者 C**：最初に、裁判所から裁判員の案内が届いた時、自分が何かしたのかなとびっくりしました。封筒を見ると裁判員の案内と書いてあり、いろいろネットで検索したりして調べて、これは参加しないといけない義務だから、させてもらった方がいいのかな、と思って親にも相談しました。そして、裁判所に来たときにも、抽選なので自分が当たるわけないか、と思っていたら当たってしまいました。こんな事件の判断に加わることが、自分にできるのかな、って正直不安でしたけど、裁判官がいろいろ分かりやすく説明してくれて、何とか判決できてよかった、と思っています。

**司会者**：最初、非常に嫌なものが、当たってしまったということでしたが、実際にやってみるといかがでしたか。

**裁判員経験者 C**：結構いい経験させてもらったな、と思います。みんながみんな経験できるようなことではないので。

**司会者**：先ほどもお聞きしたのですが、暴力団同士の事件で、多分、法廷にも暴力団関係者が傍聴に来ていたと思うのですが、怖くはなかったですか。

**裁判員経験者 C**：はい。でも、見た目がすごく怖かったです。威圧感みたいな。

**司会者**：ただ、別にだからと言って、それで大変だったというわけではなかつ

たですか。

**裁判員経験者 C**：はい。そうですね。

**裁判員経験者 D**：私も、暴力団に関する裁判だったので、少し最初は不安がありました。というのも、一昨年か何か、傍聴に暴力団が来ていて、裁判所から出てきた裁判員に「あんたらの顔覚えておるけんね。」とか言ったという事件があったからです。でも、裁判官とか検察官、弁護士とか、解剖医のお医者さんとか、被告人を間近に見るということは、この年になるまで経験したことがなかったので、本当に大変勉強になって良かったなと思いました。

**司会者**：評議をして納得する判決が何とかできたという感じですか。

**裁判員経験者 D**：はい。私はもう初めは分からなかったのですが、検察官の提出した分かりやすい図や表などがあり、それを裁判官が分かりやすく説明してくれたので、理解して参加できたような気はします。本当にそういう経験ができたことは良かったなと思っています。だから、配偶者にも、こういう機会があったら、是非参加してくださいと言っています。

**裁判員経験者 E**：裁判員に選ばれるということは、もう全く自分の中では考えていなかったことで、裁判員制度が始まったというのは知識としてはあったのですが、中身はもう全く分からない状況でした。無作為で抽選ということでしたので、私も最後まで抽選で当たるとは思っておらず、本当にびっくりしたのですが、選ばれた以上は務めを果たさせていただくという思いで参加させていただきました。

無作為ですけど、この事件で選ばれた裁判員の方は、割と年齢的にもバランスがとれた感じのメンバーだったなと、後で思ったらそんな感じがしまして、いろいろな立場からいろいろな意見が出るというか、話をさせていただける雰囲気を作ってくださいましたので、みんながそれぞれ話ができ、やっぱり自分の考えと違った視点から考えを言われる方、ああ、そうか、そういう考えもあるんだなっていうのが分かりましたし、一般的には事件って、新聞とか報道されることでしか今まで分からなかったのですが、裁判に関わ

ることで、事件の被害者、加害者、いろいろなことが分かってくる中で、そういう中での人の心理がとても難しいなというのと、裁判中の意見を聞いても、どこまで本当なのかな、事実やその証拠と合わせて、発言を聞いても、本当なのかなというのがなかなか難しかったと思いました。

**司会者：**夫と妻で言うことが違うとか、その判断ということですか。

**裁判員経験者 E：**そうですね。妻が殺意はないって言っていたのですが、その心の中というのは、本当に本当なのかという判断がとても難しかったです。

**裁判員経験者 F：**実際、私も法的な知識を全く持っていないので、出席させていただくまでは本当に不安で、裁判所というイメージがとても堅くて、緊張していたのですが、実際に参加、出席させていただいて、雰囲気が、いろいろな年代層の方もいらっしゃいましたし、いろいろな方の意見を聞けましたし、私の意見についても、こういうことですねとフォローしていただいたりしながら、和やかな雰囲気で評議ができて、判決が出る頃には、もう本当にかげがえのない方たちに出会えたなという思いでした。

被告人の深層部分も、本当に小さい事象なんかも大切に、人権というものを大切にしながら判決が下されるのだということも分かり、本当に頭が下がる思いです。毎日、すごく疲れたのですが、すべてが終わって見たら、すごくいい疲れでした。参加させていただいて、出席して良かったなって思っております。

**裁判員経験者 G：**私はもともと裁判というものにそんなに興味がある方ではなかったのですが、20年前に起こった毒物カレー事件のときに知人がちょっと巻き込まれてしまいまして、そして、その時の裁判では証拠がない、目撃証言がない、自白がないとかいう中で、どのように罪を立証していくのだろうと思い、その時から興味をもち、今回、この裁判員についても積極的に参加させていただきました。

今回の私の事件では、殺人未遂事件ということでしたが、被告人はどういう生い立ちで、どのような犯行の動機があって、そして、なぜこういう殺人

未遂事件を起こさなければならなかったのかという、そういうことを考えるということだけでも、やはり社会的な価値があると思いましたので、今回の裁判員裁判に参加して大変良かったと思います。

### 3. 意見交換

#### (1) 争点に対する判断について

**司会者：**争点に対する判断について、AさんからEさんの事件を最初に取り上げたいと思います。いずれも共謀の成否が問題になっていまして、共謀というのは、複数の人がある犯罪をする意思を通じて、かつ、その被告人がその中で重要な役割を果たしたということで、その成否が問題となる事件だったのですが、そのうち、AさんからDさんの経験された事件は、先ほどから出ている暴力団の事件で、暴力団員が合計8名関わっていたほか、傷害致死事件以外の事件もあったので、被告人側、被害者側にもいろいろ登場人物が多かった事件です。さらに、被告人は4名ごとに審理したので、共謀が成立するかどうかを4名全員について判断することになり、非常に大変だったかなと思います。

まず、裁判官による共謀の意味の説明がよく理解できたかということや、法廷で検察官、あるいは弁護人が行った共謀についての主張を判断する上で何か困ったことがあったのか、その辺りを順番にお聞きしたいと思います。

**裁判員経験者A：**最初、事件のあった店から暴力団員関係の人が来ていると、そういう電話が被告人の方であって、最初に受けた被告人から携帯電話でやり取りしたものです。何時何分にどうだとか、そういう呼び出しとか連絡、それが詳細に分かりました。それと、その後のタクシーに乗ってからの、タクシーからのドライブレコーダーの映像ですね。それに暴力団の人たちが集団暴行を加えているという、そういう要素も映し出されておりまして、いろいろな場面の映像とか、携帯電話の使用の状況、そういうことから暴力団事務所の内部からもそういう連絡があったと、そういうことを踏まえて、判断をしました。

**司会者**：裁判官から共謀の意味とか何か説明ありましたか。

**裁判員経験者 A**：ええ、説明していただきました。

**司会者**：それは分かりやすかったですか。

**裁判員経験者 A**：ええ。連絡し合って、同じ目的だと説明していただきました。

**司会者**：検察官の方は、早い段階から共謀があると主張して、弁護人の方は共謀していないという主張をしていたと思うのですが、特段判断する上で困ったとか、例えば検察官の主張とか弁護人の主張で何か分かりにくかったとか、そんなことはなかったですか。

**裁判員経験者 A**：いや、そういうのはなかったです。その電話のやりとりとか、そういう連絡の仕方とかということを知りまして。それはもう共謀、お互いに関わり合っているということは間違いないなど、そういうふうに判断できました。

**裁判員経験者 B**：今、Aさんから言われた意見と一緒になのですが、ただ、暴力団の一種の連係プレーは、これはもう逆に言ったら見事というか、これはもう彼らの常のことなんでね。だから、1件、1件質問したり、また、裁判長からの回答があったりして、それで判断しながら、やっぱり一人一人の役目というのか、それを重視して考えて、どの人にどうするかということも、自分は自分なりに考えておりました。

**司会者**：検察官と弁護人で主張が違いますが、それを判断する上で、特に困らなかったですか。

**裁判員経験者 B**：そうですね。そのときの弁護人というのは、なかなかおとなしい弁護人でした。だから、余りそのときの裁判では、弁護人の意見というのは、そう際立ってどうということはないですね。

**司会者**：分かりました。

Cさんはいかがですか。日常用語では余り共謀という言葉は遣わないし、法律用語の共謀という言葉に接するのは初めてだったと思いますが、裁判官からの説明で共謀の意味がよく分かりましたか。

**裁判員経験者 C**：大体分かりました。

**司会者**：弁護人と検察官の方で共謀についていろいろな主張をしていて、裁判所で判断するのですが、それは特に困らなかったですか。

**裁判員経験者 C**：Aさんが言ったように、ドライブレコーダーがあったし連絡を取り合っていることとかも確かだったので、その辺は共謀しているのかなという感じでした。

**裁判員経験者 D**：私も、裁判官が詳しく説明してくれたのでよく分かりました。ただ、やはり共謀が認められるといっても、被告人たち一人一人がどの時点で認められるかをそういうところまできちんと確認するのだなというのがあって、共謀が認められるというのはすぐ分かるのですが、どの時点でそれが認められるかというのを一つ一つ確認していくに当たって、裁判官が、ドライブレコーダーとか、携帯電話で何時何分にラインを出されていたので、こういうふうにして共謀が成立していくというのを、経過を一つ一つ確認していくのだなというのがよく分かりました。

**司会者**：裁判官から議論の材料は提供されたのですが、皆さんで議論して、どの時点で共謀が成立するかについて、納得されたということによろしいですか。

**裁判員経験者 B**：自分らでいろいろ話もしました。

**司会者**：法曹から何かありますか。

**津金弁護士**：先ほど裁判官からもお話があって、検察官の主張と弁護人の主張が食い違っても分かりやすかったかというところなのですが、今回、多人数が出ていて、いろいろな事犯もあるという中で、検察官の論告はイラスト入りで、どの時点でタクシーに乗ったとか非常に分かりやすく整理されており、一方、弁護人の冒頭陳述や論告を見ると、文字が並んでいるだけなのですが、この主張の違い、率直に言えば、文字が並んでいるところで弁護人が何を言っているのか分かったのかが私は不安なのですが、その点についてどなたかお一人、お答えいただけるとありがたいです。



**裁判員経験者 A**：そうですね、弁護人の文章による読み上げですね。ただ、この文章を読み上げただけで、あまり納得できるようなものというのを感じませんでした。検察官側のイラスト入りとか、文字が大きいとか、そういう細かな、詳細なのを見るのと、文章だけの話ではちょっと分かりづらかったように思います。

**司会者**：分かりました。

他の方はどうですか。

**裁判員経験者 B**：読み上げるだけでした。

**司会者**：共謀でもう一つ、Eさんの事件では、夫と妻2人の被告人の話が食い違ってしまっていて、どちらが信用できるかという問題があったほか、先ほどのAさんからDさんの事件ではドライブレコーダー、防犯カメラ等もあったのですが、Eさんの事件はそういうものがなかったという問題もありました。裁判官がした説明で共謀の意味がよく分かったかということ、もう一つ、法廷で被告人が検察官と弁護人で共謀についての争いがあったのですが、それを判断する上で何か困ったことがあったかどうかというのはどうですか。

**裁判員経験者 E**：共謀についての説明は、していただいたときには、理解できていたかと思います。その判断をするに当たっては、被告人の無罪を主張していた妻の事件までのブログを見せていただいたり、殺害した2人の供述で判断できました。

**司会者**：判断をする上で困ったということはなかったですか。

**裁判員経験者 E**：そうですね。

**司会者**：結局、被告人2人のうちのどちらの供述を採るかという、そういう判断になったのですか。

**裁判員経験者 E**：夫はもう全て認めていましたので、彼の言うことは正しいというか、正直に話をしているのではないかというところで、ただ、妻との共謀に関してはちょっと曖昧な部分というか、ただ、後押しされたみたいな部分のところで、殺人を犯すということに対してのお互いの口頭でのやりとり

というのはなかったのですが。妻も包丁を見ていないとか、包丁を見たときに本当に殺すとは思ってなかったとか、包丁見たときに腰を抜かしたとかってというようなことを言われていたのですが、実際、その腰を抜かした状況で足がびくびく動いたときに押さえてって言われて押さえたとかっていう、そういうところから、やはり本当にその殺意がなければ、夫が行動に起こす前に何か大声で叫ぶとか、やめてとか、何かそういう行動があるべきだろうし。

**司会者：**そのようなことで、信用性が評価できたってということですか。

**裁判員経験者 E：**はい、そういうことです。

**司会者：**では、共謀の話が終わって。別の法律的な判断の話に入りたいと思いますが、Fさんの事件では、被害者2人のうちの1人が、親子心中の現場の近くでたまたま釣りをしていた消防士が適切な救命措置をしたこともあって命が助かったという事案です。

犯罪の実行行為の着手後に中止未遂というのが成立するには、被告人が結果の発生を防ぐための真摯な努力を払ったことが必要ですが、この事件では、消防士が適切な救命処置をやっているのに、被告人が行った措置等が結果の発生を防ぐための真摯な努力に当たるかということが争われました。そこで、裁判官が中止未遂の説明をしたと思うのですが、それは理解できたかどうかということと、中止未遂の成立について、検察官と弁護人が法廷で主張を戦わせているのですが、それを判断する上で何か困ったことはありませんでしたか。

**裁判員経験者 F：**その中止未遂についてなんですけども、そのときの状況などの説明からいろいろなことを考えていく中で、被告人は精いっぱいのができていないかなというのが、一番多く私の中ではウエイトを占めました。被告人自身の病気の性質というものもありましたけど、判断できました。

**司会者：**中止未遂の意味も裁判官からかみ砕いて説明されたと思うのですが、それでよく分かりましたか。

**裁判員経験者 F**：はい。それまでは、そういった言葉の意味も分からなかったのですが、分かりやすく説明されました。

**司会者**：検察官は中止未遂ではなくて、弁護人は中止未遂だと言っていたと思うのですが、特に判断する上で困らなかったですか。

**裁判員経験者 F**：困らなかったです。ただ、たまたま海で入水自殺しようと、道連れに無理心中しようとしたときに、釣りに来ていた消防士さんというのは、本当に救急のプロですから、その人に巡り合えて、その人が最善を尽くしてくれたということもありますから、長女がもう本当に声を上げて助けを呼んだり、そういった長女に助けを呼ぶように伝えたり、次女の海水を吐かせたり、精いっぱい被告人はできているんじゃないかなというふうに思いました。

**司会者**：法曹から何かありますか。

**津金弁護士**：この事件は私が担当しました。今、本当に精いっぱい、その被告人がやったのではないかとおっしゃっていただいて、非常にありがたかったのですが、私その裁判が始まる前にちょっと心配していたのが、真摯な努力と言われて、今おっしゃったように、今回居合わせた釣り人が消防士だった、そういうふうに第三者が結局やってくれたから、それって真摯な努力ではないのではないかって思われることがちょっと不安だったのです。そこについて、今さっきの通りかかった人が消防士だった幸運とか、そのあたりというのは判断の上で困らなかったでしょうか。

**裁判員経験者 F**：いや、特にそういうのは困らなかったです。救急救命に携わっている方に巡り合ったということは、その人を超えるだけの措置というのは、もう本当にできないのだろうなというのもあったと思います。

## **(2) 量刑に関する評議・審理等について**

**司会者**：次は量刑の話に入っていきます。量刑に関する評議と審理ですが、量刑というのは、刑の重さを決めるということですが、それについて難しいと感じた点について御意見をお聞きしたいと思います。

刑を決めるということは、日常生活で経験することはもちろんありませんし、日本の法律の特徴としては、刑の幅が広くて、アメリカのような量刑ガイドラインもありませんので、明確な基準がないと思います。このようなことから、量刑を判断するのは難しかったのではないかと思います。

まず、Gさんの事件でお聞きしたいと思いますが、被告人が殺人未遂を起こしたことに争いがなかったので、量刑が問題となりました。主な動機が何か争いになっていて、検察官は、心中の目的もあるけど、金銭トラブルや怨恨が主な動機だと、弁護人は、金銭トラブルや怨恨が動機ではなくて、心中目的が動機であると主張していました。

殺人未遂の事件では動機によって量刑が影響されます。それで、法廷で検察官や弁護人が行った動機についての事実認定に関する主張を判断する上で、何か困ったことはなかったですか。

それからもう一つ、動機によって量刑の傾向が異なることについての裁判官の説明が十分に理解できたかということをお聞きしたいと思います。

**裁判員経験者 G**：私の事件については、被告人は、殺意をもってナイフで刺したということで最初から自供しておりましたので、争点は、もうあと量刑をどうするかということだったのですが、精神的なものも影響しているのではないかとということで検討しましたが、一番難しかったのは、やはり被告人の年齢です。80歳という年齢も考慮し、最終的に4年6月ということに落ちついて、そのまま判決になったかと思います。そして、この私の裁判については、かなりスムーズにあって良かったなという感じを受けて裁判所を後にしました。

**司会者**：心中目的かどうか、といった動機の認定は難しくなかったということですか。

**裁判員経験者 G**：そうですね。動機の目的は後で分かりますが、被告人の勝手な判断というか、分からないことはないのですが、もともと昔恩人だったので、逆上して刺したということで、恩をあだで返すようなことをしたので、

その辺についてはどうかなということですね。

**司会者**：そういう量刑がばらつかないように、動機犯の場合は動機によって量刑がかなり異なりますね。そういう量刑傾向の説明はよく理解できましたか。

**裁判員経験者 G**：はい。理解しました。

**司会者**：それでは、他の方にもお聞きしますが、量刑について検察官及び弁護人の意見、論告とか弁論、これはどれぐらい役に立ったとか、先ほど文章をだらだらと読んでいて、分かりづらかったとかありましたけど、他の点も含めて、何か役に立ったかどうかということと、改善すべき点があったかどうか。あるいは、量刑評議の際には、裁判官の説明で何か分かりにくかったことがあったかどうか、というのを、順番に聞いていきます。

**裁判員経験者 A**：量刑については、私が評議した暴力団同士の事件については、以前にも同じ裁判があり、その判決も出ておりますので、それもかなり参考になったと思います。

**司会者**：検察官とか弁護人の主張とかはどうですか、役に立ちましたか。

**裁判員経験者 A**：そうですね。役に立ったと言えるところは、以前の判決の結果。それと、同じ暴力団同士で、どちらも悪いという面もありますし。

**裁判員経験者 B**：今も言われたように、検察官の方が事細かく、割合、量刑に対する話がありましたので、より検察官の方の話が分かりやすかったと。弁護人の方はちょっと、文章を読むだけでもう一つ参考にならないなど。先ほど隣の方が言われていたように、前に他の共犯4人の裁判がありましたね。それも参考にしながら今回の4人の経緯については、大体よく似たものがありました。割合スムーズに行きましたね。

**裁判員経験者 C**：さっき言われたように、前に同じ事件に関わった人の事件があって、前の事件での求刑とか、判決を実際に参考にさせてもらった感じがす。

**司会者**：前の事件の刑も参考になったと、そういうことですか。

**裁判員経験者 C**：はい。そうですね。

**裁判員経験者 D**：私も A さんから C さんが言われたように、同じ意見です。やっぱり、検察官の提出したメモ、図とかが大変わかりやすかった。もう主にそれを見ながら自分は評議に参加させてもらったという感じです。

**司会者**：検察官のものは、カラフルで分かりやすく、いろいろな図も書いてあって、かなり工夫されているなという感じですね。

**裁判員経験者 E**：私は殺人死体遺棄事件だったのですが、いろいろ本人の状況とかも聞く中で、割と軽目に思っていたというか、やはり人を殺しているのだからということで、過去の判例を見せていただいて、やはりそれぐらいの量刑は必要なのだと思います。共謀だと言われていた人は、殺人罪については無罪を主張していたのですが、その弁護人の話を聞くと、そんなに強く無罪を主張してない、という印象がすごくありました。どちらも殺人罪で量刑が決まったのですが、そんな感じです。

**司会者**：検察官と弁護人の量刑の主張は分かりやすかったですか。

**裁判員経験者 E**：それは分かりやすかったと思います。資料を出していただいた分に関しては。

**司会者**：両方ともですか。

**裁判員経験者 E**：はい。弁護人の無罪の主張で、ちょっと弱いのではないかと感じました。

**司会者**：あの事件では、弁護人は、パワーポイントと、時系列表で説明したのですね。時系列表は、分かりにくいかと思ったのですが、その辺弁護人は上手にされたのですか。

**裁判員経験者 E**：余り気にならなかったように思います。

**裁判員経験者 F**：過去の事例を参考に考えさせていただきましたし、中止未遂というものを押さえて、弁護人が情状を 3 点ほど押さえてくれたと思います。子供を道連れにしての無理心中でしたので。被告人の病気、それから経済状態、経済的なものから追い込まれていったこと、そういう点を家族がこれからサポートしてくれること、それから病気を治す、そういった態勢ができて

いるということを勘案しながら量刑を決めていきました。

**司会者**：検察官も弁護人も、それぞれの主張が分かりやすかったという感じですか。

**裁判員経験者 F**：はい。

**司会者**：特段量刑について、何か困ったことはなかったですか。

**裁判員経験者 F**：特に困ったことというのはないのですが、個人的な意見を言う  
と、やはり子を持つ親として心情的な部分がちょっと重なってきました。

**司会者**：法曹から何か質問がございますか。

**津金弁護士**：直接量刑のことではないですが、Eさんにお伺いしたいことがあ  
って、さっき弁護人の無罪の主張が弱く思えたというところですが、何で弱  
く思えたのか、気になるので教えていただけるとありがたいです。

**裁判員経験者 E**：妊娠悪阻でちょっと判断がしにくかったとかいうようなこと  
で、お医者さんも来られたりもしましたが、やはりその辺の部分でも、ちょ  
っと弱いというか、そういうようなところもありましたので。

**的場検察官**：Gさんにお伺いしたいのですが、動機が量刑に主要な影響がとい  
うことで動機の立証をして、動機が検察官が主張している方向でおおむね通  
っているということによろしいですか。

**裁判員経験者 G**：はい。

**的場検察官**：ですが、その結果、判決の量刑を見ると、大体弁護人が主張して  
いるのと検察官が主張している間ぐらいの刑の重さになっていて。何か検察  
官の主張の仕方としてこういうところが足りなかったとか、もうちょっとこ  
ういうふうに主張したらよかったのではないとか、そういうのがあったら  
御意見を賜りたいと思います。

**裁判員経験者 G**：検察官の冒頭陳述では、かなりカラーで作っていただき、矢  
印も書いていただき、項目を分けて分かりやすく作っていただいたので、こ  
れについてはかなり理解できたつもりです。

**武田裁判官**：判決書に書いてあるところですが、検察官は金銭トラブルと怨恨

というところをメインにして、その量刑傾向を参照にしてほしいと主張をしていたわけですが、裁判所は、その主張はとらずに心中の量刑傾向によって判断することとしたということに最終的になったと思います。つまり検察官の主張が全面的に通っていたというわけではないというところがあったと思います。その中で、検察官がそれほど重視していたとまでは言いにくい事情としては、被告人の精神的な負因なんかも考慮しているというところもあったと思います。

**裁判員経験者 G**：はい、ちょっと時間がたったので、私も忘れていました。

**司会者**：検察官の論告で示したグラフは、動機が金銭トラブル又は怨恨になっていましたね。裁判所は一応心中が動機だということによって量刑傾向によって判断したということですね。

**武田裁判官**：金銭トラブルや怨恨のようなどころもあるにはあったわけですが、主な動機は心中だと認定したということです。

#### 4. 刺激的証拠について

**司会者**：今回、皆さんが担当された事件は、いずれも被害者が亡くなるか、殺されそうになった事件ですが、遺体の写真など、精神的な負担がかかるような証拠はなかったかと思いますが、何かありましたか。何かあったという方がおられますか。

**裁判員経験者 B**：ないです。

**司会者**：いずれもないですかね。分かりました。

#### 5. 守秘義務に関する感想・意見について

**司会者**：次に守秘義務に関する感想とか意見をお聞きいたします。

裁判官から守秘義務の説明があったと思いますが、これについて理解できたかどうか、その守秘義務を守らないといけないことで何か負担に思ったり、悩まれたことがあったかということをお聞きしたいです。

まず、裁判官の守秘義務の説明が理解しにくかったという人はおられないですか。



**裁判員経験者全員：**（うなずく）

**司会者：**守秘義務を守ることがちょっと辛いとか、本当はもうちょっと周りの人と話したいとか、何かそう思ったことはないですか。

**裁判員経験者B：**そんなことはないですね。私のほうでは、周囲でそんなことを聞く人がほとんどなかったですから。

**司会者：**評議の秘密に触れるのではないかということで、どうしようかなとか、苦労したことはないですか。

**裁判員経験者全員：**（うなずく）

## 6. 法曹関係者からの質問

**司会者：**法曹関係者から何か質問がありますか。

**現場検察官：**検察官としては、できるだけ皆さんに御理解いただきやすいように準備をしていますが、皆さんが実際に裁判員を経験されて、どの事件で、どういった場面でも結構ですけれども、もうちょっとこうしてくれたらよかったと思ったようなことが何かございませんでしょうか。

**司会者：**図を使ったり、カラーで色刷りしたり、いろいろ工夫してもらったほうが分かりやすいということは言えますか。

弁護人側の書面は、A、B、C、Dさんの事件は分かりにくかったということで、他の事件のは分かりやすかったとさっきお聞きしましたが、そうでしたか。特段困ることはなかったですか。

裁判官の評議のやり方でもっとこう、裁判官を前にして言いにくいかもしれませんが、もっと評議をこうしてほしいとか何かあればお願いします。

**裁判員経験者B：**なかったですね。割合スムーズにっていましたし。

**司会者：**余り自分の意見聞いてもらえなかったとか、そんなことはなかったですか。

**裁判員経験者B：**ありません。

**裁判員経験者G：**評議の仕方とかについては、いろいろ説明も詳しくかったですし、何ら問題はなかったですが、最後の判決文のときに、ちょっとお願いし

ました。被告人の、亡くなった元夫のことを、「亡夫」誰々って言っていました。専門用語かと思いますが、私らは書面を見ていますけれども、やっぱり傍聴される方とかはペーパーもないので、「亡夫」何々と言われても何のことか分からないということもありますので、専門用語の羅列じゃなくて、より一般の人にも分かりやすい言葉を選んでほしいなと思いました。

**司会者**：説明しなくてもわかる言葉がいいという、そういうことですかね。

**武田裁判官**：最終的には、「亡き夫」という判決にしたと思います。

**司会者**：分かりました。

**武田裁判官**：AさんからDさんに御質問ですけれども、このAさんからDさんの事件では、関係者との接触について裁判所が配慮を行ったことについて、御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

**裁判員経験者 A**：裁判所の出入り口にも警察官の方が駐在してくれて、心強く思いました。

**司会者**：そうですか。

**裁判員経験者 B**：最後の判決のときに傍聴にかなり来られていたわけです。

**司会者**：暴力団関係者ですか。

**裁判員経験者 B**：はい、そうです。だから、誰でも彼でも入れたら良いというものではないと思います。

**司会者**：公開の法廷ですから、誰を入れないというのは、何か凶器とか持っているとか、何かあれば入れないことができますが、公開の法廷で暴力団は入れないとか、それはちょっと難しいですね。

**裁判員経験者 C**：車で来たときも警察官が見張りをしてくれていて心強かったです。

**裁判員経験者 D**：先ほども言わせてもらいましたが、一昨年、暴力団が裁判員の人に「あんたらの顔覚えてるけんね。」っていう、そういう事件があったからこうしているのかなと思いました。本当にいろいろな人に助けられて裁判員制度が成り立ってるのだなとつくづくと思いました。本当にありがた

かったです。感謝の気持ちでいっぱいです。

## 7. 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になれる方へのメッセージ

**司会者：**最後に，裁判員経験者の皆様から，今後の裁判員裁判に対する御意見，あるいはこれから裁判員になれる方へのメッセージなど，最初に少しいただいておりますけれども，さらに補足することも含めて，一人一人お伺いできればと思います。

**裁判員経験者 A：**私は，70歳を過ぎておりまして，一応辞退することはできたのですが，いろいろ悩みました。でも，最終的には家族とも話して，こんな機会はめったにないことだから一度経験してみたらどうか，ということで，応募しました。

**司会者：**経験して良かったという話でしたか。

**裁判員経験者 A：**ええ。経験して良かったことというのは，これまでテレビとか新聞で裁判員制度，そういうのを普通に読み流しておりましたけども，以後は特に興味を持ちまして，そういうふうに見たり聞いたりしております。

**裁判員経験者 B：**これから裁判員になれる方に対してということになると思いますけども，やるべきであると。私も81歳でこのような経験するのは，本当に良い勉強になると。やっぱりこういうのは指定されたら行くべきじゃないかということで，よく自治会の会合なんかで言っています。興味を持っている方も多いですよ。

**裁判員経験者 C：**私も初めてこういうのを聞いたし，周りの人とかも全然そんな裁判員に選ばれたことがなくて，本当にみんな経験できるようなことではないから，裁判員になった方は，ぜひ参加してもらいたいな，って思いました。

**裁判員経験者 D：**私も大変勉強させてもらえたので，もう親戚のものには，絶対行った方がいいって言っています。先ほども言わせてもらったように，法曹関係の方とか，そういう方に本当に間近に，職業名は分かっているもどう

いう仕事をされているかというのは、私のこの人生においてなかったので、本当にいい機会を与えてもらったという感じで良かったです。ありがとうございました。

**裁判員経験者 E**：私も本当に貴重な経験をさせていただいたなと思っておりますので、今後選ばれた方は、すごく緊張すると思いますが、評議のときも裁判官が本当に話しやすい雰囲気を作ってくださいって自由に話をさせていただきましたので、選ばれた方はぜひ裁判員に参加していただけたらなと思います。

**司会者**：Eさんの事件は、評議込みで10日ぐらいかかった。この中では、A、B、C、Dさんらは9日ぐらいかかっていますので、Eさんののは一番長く10日ぐらいかかっていますが、その負担はなかったですか。

**裁判員経験者 E**：そうですね、少し負担はありましたけれども、やはり進んでいくうちに、自分の中でもどうなっていくのかなっていう思いもありましたし、事件に対する思いがありましたので、最終なところまでちゃんと参加させていただかないとという思いでした。

**司会者**：特に長過ぎて大変だとか、そういう感じよりも充実していたという、そういうことでよろしいですか。

**裁判員経験者 E**：そうですね、はい。

**裁判員経験者 F**：私も裁判所、本当にこういう機会がなければ法廷に入らせてもらうこともなければ、本当にいろいろな意味でいい経験をさせていただいたなと思っています。裁判員に参加させていただいてから、たまに映るテレビなんかでの法廷の様子とか、ちょっとやはり見る目というのが違うようになりましたし、職員の方々、本当にいろいろな温かさであるとか、身近なものに感じるができるようになりました。

また、裁判員の人とも、私はそんなに回数はなかったですが、かけがえのない、本当に出会いができて、あれ以来、その2人ほどの人とぼったり道で会うこともありまして、「会ったら声かけてね。」って言って別れたも

のですから、声をかけ合ったり、本当にいい出会いもありますから、是非機会があれば参加していただきたいなと思います。

**裁判員経験者 G**：私からはまず、意見・要望ですが、一つ目は、主催していただく裁判所側は、我々裁判員が、判決のあった裁判の最終日を終えて帰って、その後、何を考え、どう思うのかというのもちよっと考えていただきたいと感じています。と言うのは、判決があって二週間を過ぎますと、控訴があったかどうかははっきりしますので、私の要望としては、判決後1か月ぐらいして通知をいただきましたかったなというのが本心です。

**司会者**：控訴されたのか、確定したのかを連絡してほしいということですね。

**裁判員経験者 G**：そうです。上級の裁判所にいくことになったのかどうかということ。と言いますのは、私たち素人の裁判員も、実際、仕事を休んで職業裁判官とほぼ同等に熱心に議論して、量刑を思い悩みながら決めたわけです。それでその量刑が決まって判決になって表れて、そしてその結果どうだったかというのを示されてないわけです。実際は、やはり、権利と言ったら何ですけど、控訴されたのか、控訴せずに納得したのかどうかを、通知していただく方が筋じゃないかと私は思うのです。

やはり自分たちの決めた量刑で、特に被告人の方がそれを納得して受け入れて刑に服するということが、納得していただいたのであれば、もうそこで私たちも肩の荷がおりて胸をなでおろすということになりますので、そういう、主催者側からすれば、その結果を通知するまでが仕事じゃないのかなと、私は思っております。

そして二つ目ですが、近年、裁判員裁判の辞退率がかなり高くなっており、昨年度で66パーセントの人が辞退したと聞いております。年々増えているということです。その中でも一つ目が、やはりスケジュールが一つしかありませんので、二つぐらいから選べるようにしていただけないかということです。私の場合は、たまたまですけど通知が二つ来ました。私だけのようですけど。それで、二つ目の書類が来たのが最初の選任手続の1か月ちょっと前

ですが、規定では6週間、42日前に発送することになっているらしいのですが、実際はどうでしょう。その猶予期間を短くしても、1か月程度にしても選べる方がいいのではないかと。その方が辞退率が低くなっていくのではないかと思います。二つあって、どちらか一つが、例えば5月の末にさせていただいて、もう一つは6月初旬とか。やっぱり上旬、中旬、下旬を分けるというか。事前に不都合な月を挙げてくださいと書いていましたが、その月だけで決められるものではありませんので。月末はどうしても出られないということもありますので、三つも四つもというのはちょっと不可能な話だと思いますが、二つだったらできるのかなと思いますので。法律の改正の問題もあるかと思いますけども、そうしていただきたいなと思います。

それと、この辞退率の話で、暴力団員関係の事件と、そして性犯罪の事件ですね。それについてはかなり辞退率が高くなっていますので、これをもう最初から除外していただいたらどうかと、今その辺もまた難しい話になると思いますけども、そのスケジュールの話と不安な事件、不安要素がある事件を取り除くということをお願いしたいです。

**司会者**：最初に、確定したか控訴されたかというのは、皆さん知りたいという思いがありますか。Gさん以外はどうですか。

**裁判員経験者A**：新聞なんかで、またそういうときは載りますよね。

**司会者**：載る場合もありますね。

**武田裁判官**：その点ですが、私が担当した時は、判決から2週間経った後でお問い合わせいただければ、控訴があったかどうかを裁判所からお答えするというのをこちらのほうから申し上げていることはあったんですけども、全件について言っていたかどうかの記憶はないので、Gさんの事件で言っていたかどうかは分かりませんが、話が出ていれば必ずそういうことはこちらの方から申し上げます。そのとき御要望があったかどうかの記憶が定かではないのですが、いかがでしたか。

**裁判員経験者G**：私は主に、今お話ししたのは制度的なものというか、辞退率

の話もそうですけど、それを決めてそういう制度にしてほしいという意味合いですね。

**司会者**：暴力団等の事件と性犯罪の事件を除外するというのも、余り除外すると裁判員制度の国民の意見を反映させるという制度趣旨に反することにもなりかねないと思いますので、本当に暴力団の事件で、抗争の事件で、本当に危ないという事件は除外することもあるんでしょうけど、今回は偶発的な事件ですから、除外は難しいと判断されたのでしょうか。性犯罪の事件を除外することについても、多分いろいろな御意見があろうかと思います。

それから、先ほど二つ裁判員の話が来たということについて、説明していただけますか。

**裁判員係職員**：事件ごとにその裁判員候補者を名簿の中から選ぶという形をとっていて、その事件が近接していると、場合によっては、名簿に載られている同じ方がそれぞれの事件で選ばれるということが発生してしまうということが起こり得ます。たまたま今回、Gさんはそういった形で当たってしまい、そうすると、一つ目の選任期日が終わる前に次の事件の選任期日の呼び出しが来てしまう、通知が来てしまうという事態が生じるということになってしまい、このあたりは制度上仕方がないところではあり、こちらとしても注意書等で注意喚起等はさせていただいています。

**裁判員経験者G**：今の件に関してもお知らせをいただいております。それは二つ通知が来ても、片方のほうの選任手続に出ればもう一方は出なくてもいいということで、ちゃんとそれは職員から来ております。

**司会者**：二つスケジュールを選べることにしてほしいということについては、武田裁判官から説明してもらえますか。

**武田裁判官**：今の話は、結局、二つスケジュールを選ぶのではなくて、別の事件について裁判員の方から選ぶということでおっしゃっていると思いますが、ある事件に関しては、一つのスケジュールで決めてしまいます。それで、その事件の、この日程で来ていただけますかということをお聞きす

るといふことの繰り返しとなります。裁判員の方から選ぶというようなことは予定されていない制度になっています。ただ、Gさんがおっしゃっているのは、それを選ぶような制度改正してはどうかという、そんな御意見かと思ひます。

**裁判員経験者 G**：今の件に関して、去年1月のこの意見交換会でもある人から、選ぶようにしてほしいという意見があったのです。それに対してなかなかそれはちょっと無理ですよという意見があったのですが、ちょうど私は書類が二つ来て、候補者に二つなつたので、実際選べているのではないかということ、実際そういうことも可能性としてできるのではないのかということをおっしゃっていただいたわけですね。

**武田裁判官**：裁判員になるか、あるいはくじで外れるかすると名簿から外れるので、次にはもうやっていただかないという形になりますが、そうでない限りは、一応平行して残っている時点はあるという形になるので、実際選べているかどうかという微妙かなという感じはあります。ただ、1件目の方は何らかの理由で自分の方で辞退するけれども、2件目の方で辞退をしないでくじで当たれば、選べているような見かけになるという、そんな形でしょうかね。

**裁判員経験者 G**：選任手続1回目出て、その事件の事件名を見て、暴力団関係、これはちょっとやばいからパスしようということで、2回目出ますと言って2回目出られないですね。

**武田裁判官**：暴力団の関係で、ということで辞退を申し出られて、それで辞退が認められるかどうか、これがまず一つの問題になってくるとは思ひます。その上で辞退が認められなくて、くじで外れたということになると、次のところではもう、裁判員になる資格がもうないという形になります。

## 8. 記者からの質問と応答

**司会者**：報道関係者の方がお見えですので、裁判員経験者の方への質問がありましたらお願いします。



**記者：**まず、裁判員裁判となると辞退する方も多い中で今回引き受けられた理由というのをどなたか一人お答えいただければと思います。

**裁判員経験者 A：**こういう機会というのはもう二度とないというか、宝くじに当たるようなもので、是非とも参加してみて、参加して経験したことによって最終的には大変良かったなと思っております。

**記者：**裁判員を今回するに当たって、事前に法律など何か勉強された方はいらっしゃいますか。

**裁判員経験者 G：**私が勉強したのは、裁判員裁判を終わってからです。その前は決して勉強はしなかったのですが、裁判員裁判を終わって、この意見交換会に出るに当たって、結局、裁判員制度はどうなっているのか、なぜ近年辞退率が高くなっているのか、出席率が低くなっているのかとか、そういうことをニュースの報道とか書籍とかでちょっと勉強してみました。

**記者：**今の制度への、特に改善点だとか評価とか、もし何かつけ加えて話したいということがございましたら教えていただければと思います。

**裁判員経験者 G：**審理期間について言えば人それぞれだとは思いますが、私の場合は、ある程度融通がきく仕事をしておりますので、1か月未満ぐらいが限度だと思います。

**記者：**主にA、B、C、Dの方のどなたかにお伺いしたいのですが、A、B、C、Dの方が担当された裁判では、新聞やテレビでも報道があったので、もしかしたら期間中に見られたこともあるかと思うのですが、そのあたりは量刑を決めたりとか、いい意味でも悪い意味でも影響があったのか、あるいはあったとしたら報道はどうあるべきだと思われるかという意見をお伺いしたいです。

**司会者：**どうですか、AさんからDさんの中で。どなたでも。

**裁判員経験者 B：**別に影響はないですよ。

**司会者：**では、ほかの方は同じですか。皆さん、事前に新聞とかテレビ等でこんな事件があったというのは御存じでしたか。Aさん、Bさんは御存じだっ

たというのはお聞きしました。

**裁判員経験者 C**：私は知らなかった。

**裁判員経験者 D**：（うなずく）

**司会者**：知らなかった。Cさん、Dさんは知らなかった。Aさん、Bさんは知っていたけど影響はなかったですか。

**裁判員経験者 B**：影響はない。

**裁判員経験者 A**：影響は、なかったですね。

**記者**：影響がなかったとのことですが、期間中にも報道は見られましたか。

**裁判員経験者 B**：はい、見ました。

**記者**：それでも影響なかったというのは、どちらかに偏るようなことは書いてなかったり、放送していなかったりしたからということですか。

**裁判員経験者 B**：報道関係は偏った記事も出てきますので、余り信用していません。

**記者**：これは皆さんの中で何か思うところがあればという方にお聞きしたいのですが、暴力団事件はもちろんのこと、他の事件でも被告人は実刑判決が出て刑を終えればこの世の中に出てくる。そうすると、身の安全という部分、もちろん匿名で皆さん裁判員は務めていらっしゃると思いますが、今後の身の安全という部分で、裁判中のみならず、裁判後に何か望むところがあればお聞きしたいと思うのですが。よろしくお願ひいたします。

**司会者**：どなたかありますか。AさんからDさんの事件、特段何か心配されることはないですか。

**裁判員経験者 A**：裁判後の生活とかそういうことですか。

**記者**：先ほど、裁判中に関しては警備がきちんとなされていて、心強かったというお話はありましたが、裁判が終わってから今に至るまで、あるいは今後、何か懸念されるようなことがあればお聞きしたいです。

**裁判員経験者 A**：当初、被告人とか傍聴席は皆、暴力団関係者の方ばかりだったので、出会うことはないとは思いますが、そういう心配は少しはありまし

た。

**司会者**：Bさんはどうですか。

**裁判員経験者B**：今のところは何もありませんが、刑を終えて出てきた場合に、刑を終了してから出てきた場合に影響あるかと言えばあるような、ないような。しかし、心配はしておりません。それなりの対処、自分でしていかないと。一々、一々気にしていたら何もできません。

**記者**：AさんからDさんにお伺いしたいのですが、暴力団関係の事件ということで、Bさんが特に傍聴席に誰でも、言ったら、顔を見られて後から何かあるんじゃないかというなおっしやっていましたけど、やっぱりそういうリスクは実際にあるわけで、そのリスクの説明というのは、何か裁判所側から説明を受けたりしましたか。

**裁判員経験者B**：受けていません。一々、一々そんなことを気にしていたら裁判員裁判に出ることはできません。

**記者**：そういうリスクがあるけど、もう覚悟して。

**裁判員経験者B**：分かっていますが、そんなもの一々、一々そのように心配していたら何もできないでしょう。一応は国民の義務だから、そういうことです。

**記者**：分かりました。

**武田裁判官**：何かお困り事があったときには、こういうところに連絡してくださいという連絡先に関するお知らせはしていたと思いますので、そういった意味での説明はしていますが、何かこういうリスクがあるという説明はしていないということです。具体的に襲われるかもしれないとか、そんなことは言っていないという、そういう御趣旨でよろしいですかね。

**記者**：Gさんがお仕事を休んで参加された中で、スケジュールはもうがっちり決まっていて選ぶこともできなかつたと。やっぱりそういうところで、裁判所としては、それはもう仕組みだからしょうがないということでしょうけど、Gさんはやはりせっかく良心もって参加しようってしているのに、裁判所に

何かうまく使われてしまったなみたいな、そういう印象というか、通知も制度としてはないということなので、何かせつかく参加しているのに余り融通きかせてくれないなというような、そういう印象はあったのでしょうか。

**裁判員経験者 G**：私の言ったのは、嫌味的に言ったわけでも何でもなく、事実、こういうもともと法律があって、そういう制度になってしまっている現在、もう事実こうしかないということ。でも、たまたま二つ来たので、ちょっと工夫すればできるのではないかと、選択はすることができるのではないかと意見を言わせていただいたということです。

**記者**：分かりました。

**武田裁判官**：一つの事件のスケジュールというのは、検察官、弁護士、証人、被告人、全部の予定が合うところで審理計画を立てているので、これを変えろということとはできないということは、これはまず大前提にはなっていると思います。その事件をGさんは選べないかということをおっしゃっているのでしょうかけれども、事件ごとに裁判員が選べるというふうな制度設計でいいのかどうかという問題があるのかなと思います。制度としては無作為にくじをするというところに価値があるので、そのくじがたまたま近接するスケジュールで重複して連絡がいく事件ももちろんあり得るわけですがけれども、ただ、くじで選ぶというところに根幹がある制度なので、裁判員の方から選べるということになると、なかなか難しいのかなと思います。人気のある事件なのか、人気のない事件なのかということまで選べるのかとなると、ちょっと苦しくなってくるのではないかと思います。

**裁判員経験者 G**：ちょっと意味合いが違うのですが、これ書類が来る段階では事件名は分かりません。ですから制度改正して、1回目の裁判、2回目の裁判、事件名は分かりませんが、それを自分のスケジュールの都合で選べるようにしたらいいのではないかと話ですね。内容は分かります。

**武田裁判官**：それであれば、1件目のほうはスケジュールが合わないからスケジュールが合わない理由を具体的に書いていただいて辞退したいという申し

出があったら、その辞退の事由の存否について裁判所が判断し、辞退が認められればその1件目の方はスケジュールが合わないのでできないということになります。2件目の方がスケジュールが合うということであれば合うということで、特に何もおっしゃらなければ2件目の方でくじに当たればやるということになるので、現状の制度のもとにおいても、今Gさんがおっしゃるようなことは、スケジュールが合う、合わないでの選択というのはできるのかなと思います。

**司会者：**要するに、1件目の事件でスケジュールが合わないということで辞退が認められて、またいつか次のときに選ばれ、そのときはスケジュールが合うのだったら、それで裁判員になっていただけると、そういうことですね。

**裁判員経験者 G：**ちょっと一つ。先ほどちょっと報道はどうあるべきかという質問の関連になると思うのですが、私の方の事件で、殺人未遂事件で、記者の方が傍聴されてメモをして報道になったと思いますが、ほとんどは知人を刺したというふうに報道されていますが、一つの報道機関だけ交際相手を刺したとインターネットの記事になっていました。一切、もう10年以上会っていない人を刺したのであって、10年以上前にほんの短い期間だけ、付き合い合っていた期間がほんのちょっとあり、それを聞いて記事になったのだらうと思うのですが、やはり実際、交際のもつれで刺したということは実際ないので、裁判は最初から最後まで全部聞くわけにはいかないのか分かりませんが、やはりもうちょっと内容を吟味して、そこの辺の報道をお願いしたいなと思いました。

## 9. 最後に

**司会者：**これをもちまして、本日の意見交換を終了させていただきたいと思います。

本日は貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございました。今後、皆様の意見を考慮し、法曹三者で協力して、よりよい裁判員裁判を行っていくよう努力していきたいと思っております。

どうもありがとうございました。